

○総務省告示第百六十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年 月 日

総務大臣 山本 早苗

表中

920.5MHz から 928.1 MHz まで	九州総合通信局管内				平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注5
	北海道総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	
2294MHz から 2296MHz まで	九州総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	注3、注4及び注6
	九州総合通信局管内				平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHz から 2483.5 MHz まで	九州総合通信局管内				平成30年6月30日まで	0.45W以下	

を

2445MHz から 2455MHz まで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注7 空中線電力は、100W以下に限る。
-----------------------	-----------	--------------	---------	-------------------------

920.3MHz から 920.5MHz まで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	4W以下	注5 空中線電力は、1W以下に限る。
920.5MHz から 928.1MHz まで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注6
926.9MHz から 927.1MHz まで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注5 空中線電力は、5W以下に限る。
2294MHz から 2296MHz まで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	

	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注7
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注5 空中線電力は、100W以下に限る。

改め、（注7）を削り、（注6）を（注7）とし、（注5）を（注6）とし、（注4）の次に次のように加える。

（注5） 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地の区域に限る。